

6 県令和6年度予算に対する 「政策・制度要求と提言」回答について

2023年11月8日に福島県に提出した令和6年度対県予算に対する「政策・制度要求と提言」について、県から2024年2月5日付けで回答を以下の通りありました。

下線部は連合福島が設定した重点項目

I 雇用の維持と産業の活性化

1. 人材育成、雇用の維持・創出について

- (1) 大学・専門学校、ベンチャー企業等と連携強化し、県内で働く場所・魅力的な業種の構築や、最低賃金の大幅引き上げなど、雇用を取り巻く環境・条件等を改善し、人口流出に歯止めをかける政策立案に努められたい。

商工労働部 雇用労政課

賃金引上げにつきましては、生産性の向上が重要であることから、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など、働き方改革を促進する奨励金により、事業者を支援しているところです。加えて、今年度から実施しております『感働！ふくしま』プロジェクトにより県内企業の魅力発信に努めてまいります。

- (2) 大学が集積する知識・情報・ノウハウを活かす実践の場を企業と自治体が連携して提供をし、地域で活躍する人材として育成、地域の活性化に繋げる「域学連携」を積極的に推進されたい。また、それに伴う費用経費の補助についても検討されたい。

企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課

大学等有する福島復興に資する知「復興知」を集積させる事業により、浜通り地域等でのフィールド活動を通じた大学生等の人材育成、大学等の知を活用し地域課題を解決する地域人材の育成を実施しております。引き続き、大学等や関係市町村、研究機関や企業、商工団体等と一体となった地域連携を推進してまいります。

- (3) 工業高校等と県内の民間企業と連携し、産業教育の仕組みづくりと地元企業への雇用創生をはかられたい。

商工労働部 産業人材育成課

これまで、企業ニーズに対応した学卒者訓練を実施するとともに、県内企業と連携し、就職説明会、企業見学やインターンシップを実施してまいりました。また、福島イノベーション・コースト構想に資する人材を育成・確保するため、工業高校を対象とした地元企業による出前授業のほか、地域企業の見学会を実施するなど、地元産業の理解促進を図ってまいりました。引き続き、地元企業の人材育成・確保に取り組んでまいります。

商工労働部 次世代産業課

本県は、阿武隈地域等へ多くの風力発電システムの建設が予定されています。そのため、風力発電システムのメンテナンス人材が求められています。風力メンテナンス人材の育成のため、再エネ・風力メンテナンス基礎出前講座を実施することで、再エネ・風力人材育成の裾野を広げ、生徒に興味を持ってもらい、再エネ産業・風力O&Mへの参入を促す試行を始めています。また、再生可能エネルギー産業フェア(REIF ふくしま)では、希望工業高校のバス代を支援して招待し、出展企業から参加生徒へ自社のプレゼンテーションを行うことで、企業への興味・関心の喚起を図ってまいりました。引き続き、県内工業高校等と連携しながら、地元企業の人材確保を支援してまいります。

- (4) DX の進展とともに、企業でも新たなスキルを習得した人材が求められている。各企業で実施するリスキリングに対し支援されたい。加えて、企業の求める人材ニーズを的確に把握し、教育現場から育成する仕組みを構築されたい。

商工労働部 産業人材育成課

県内中小企業（製造業）のDX推進を図るため、専門家による企業内における人材育成計画の作成支援やDX人材養成講座を実施しております。また、テクノアカデミーにおいて、企業在職者を対象にIoTデバイスのプログラム、CAD、CAM、シーケンス制御技術等、製産のデジタル化に応じた研修を継続して実施してまいりました。また、関連企業への訪問などにより人材育成ニーズを聴きとりし、訓練カリキュラムに反映させてまいりました。引き続き、企業の求める人材ニーズを把握しながら、ニーズに応じた人材の育成に取り組んでまいります。

- (5) 2022年の外国人を雇用している事業所数は2,127事業所(前年2,014事業所、対前年比5.6%増加)であり、外国人労働者数は9,928人(前年9,527人、対前年比4.2%増加)といずれも上昇傾向にあり、県内の労働力確保には不可欠かつ生活者としても身近な存在である。外国人の積極的雇用及び地域社会で暮らしやすいよう、お互いが理解しあい、共生できる環境整備について施策を講じられたい。

商工労働部 雇用労政課

外国人材の雇用については、県内事業者向けの相談窓口を設置し、専門知識を持つ相談員が、受入に必要な手続や環境整備などの相談に応じるとともに、外国人材雇用に関する知識やノウハウを学ぶためのセミナーを開催しているところであり、引き続き、外国人材の雇用を検討する事業者の支援に取り組んでまいります。

生活環境部 国際課

外国人住民の生活環境の整備については福島県国際交流協会と連携し、多言語による生活・災害情報の提供や生活相談窓口の運営、日本語学習支援者の養成講座等を始めとする日本語教室の開催支援などを行っているところです。また、市町村とも連携し、県民に対する、やさしい日本語の普及促進、外国人住民と共同で行う防災等の講座、外国人住民と地域の方が共生する環境づくりに向けたモデル事業にも取組んでおり、引き続き、外国人住民等のニーズを把握しつつ、外国人住民と地域住民が共に安心していきいきと暮らせる多文化共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

2. 働き方改革について

- (1) 県の労働相談の内容では、ハラスメント関係が41%と1位となっていることから、職場におけるあらゆるハラスメントをなくし、働きやすい環境を整えるため、企業に対しパワーハラスメント防止法（改正労働施策総合推進法）等各種法律の周知並びに必要な支援をされたい。

商工労働部 雇用労政課

職場におけるハラスメント対策につきましては、事業主の責務についてホームページ等を通じて、広く県民へ周知に努めるとともに、中小企業労働相談所において労使双方からの相談に応じているところです。

また、福島県次世代育成支援企業認証を取得した事業所を対象とした働きやすい職場環境づくり推進助成金は、専門家による研修会の実施に対する助成も可能であるため、認証取得の促進と助成金制度の周知にも取り組んでまいります。

- (2) 仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、短時間正社員制度等多様な働き方の普及、男性の育児休業取得の更なる促進に取り組まれない。また、ワークライフバランスの実現には事業主の理解が必要であることから、企業への支援の拡充をさらに強化されたい。推進していくうえで、どれくらいの企業が実現しているのか状況把握をし、数年間の推進目標を決め実現に向けた具体的な取り組みを展開されたい。

商工労働部 雇用労政課

働き方改革の推進につきましては、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等を促す奨励金制度や、経営者の意識改革を進めるセミナーの開催などにより、企業の取組を支援しているところです。企業の勤務形態等の状況につきましては、毎年7月末を基準とし、勤務形態、労働時間、休暇制度やその取得状況などの実態調査を行っております。また、ふくしま女性活躍推進計画では、計画推進の柱として「働きやすい職場環境づくりの推進」を掲げ、目標設定指標を設けて取組を進めているため、引き続き、企業取組を後押しし、働き方改革を推進してまいります。

3. ジェンダー平等、男女共同参画について

- (1) 性別・国籍・障害・雇用形態に関わらず、誰もがやりがい・生きがいをもって働ける職場や社会の実現が望まれるが、未だに固定的性別役割分担意識が根強く、長時間労働の実態や女性の非正規化、雇用機会の喪失が改善されず、キャリアアップや賃金格差、家事労働負担等、課題が山積していることが女性の参画を阻害している要因となっているため、課題解決に向け意見交換できる機会を設けるなど更なる啓発を行い、実現に向け多世代にわたる意識変革につながるよう取り組みを継続されたい。

生活環境部 男女共生課

県では、性別に関わりなく、誰もが個人として尊重される社会の形成に向け、「ふくしま男女共同参画プラン」に基づき、女性が活躍しやすい環境の整備を進めております。今年度は、8月4日に、官民連携の取組として、「ふくしま女性活躍応援会議」を開催し、女性活躍に関する施策や取組を共有したほか、「ふくしま女性活躍推進シンポジウム」を開催し、意思決定過程への女性の参画拡大や固定的な男女の役割分担意識の解消をテーマに、女性が活躍しやすい環境づくりに関する意識の醸成を図りました。また、子どもたちに向けた意識啓発の取組として、互いの性と人権を尊重する大切さや自分らしさを発揮する大切さを考える授業を学校と連携して実施しております。今後も、こうした意識啓発の取組を始め、女性活躍の促進に向けた取組を進めてまいります。

- (2) LGBTQ+を含む性の多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、安心して生活できる環境をつくる必要があることから、年齢や性別、国籍、障害、性自認・性的指向などにかかわらず、誰もが暮らしやすい環境づくりを推進するとともに、性の多様性に関する知識を学ぶ機会の創出、相談窓口やコミュニティの設置について検討されたい。

生活環境部 男女共生課

県では、多様性が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる県づくりを目指すという考えの下、多様な性について、県民の皆さんの理解を促進していくことが重要と考えております。このため、多様な性に関するセミナーの開催や男女共生センターにおける相談支援のほか、昨年１月に「多様な性に関する職員ハンドブック」をホームページに公表し、多くの方に利用いただけるようにしております。今後も、「ふくしま男女共同参画プラン」に基づき、性的指向や性自認にかかわらず、全ての方が等しく尊重され受容される社会の実現に向け、多様な性に関する県民の理解が深まるよう取り組んでまいります。

Ⅱ 医療・福祉・子育て政策の充実

1. 医療・介護政策について

- (1) 医療・福祉、介護や保育の担い手について、その報酬の低さゆえ慢性的な人材不足に陥っていることから、必要な人材確保のための財政支援を実施するとともに、高卒者など若年層や貧困層を対象とした無償の介護福祉士養成校の設置について拡充するなど、人員確保対策を強化されたい。

保健福祉部 医療人材対策室

看護職員、理学療法士等、医療従事者を目指す学生に対する修学資金の貸与などの取組を進めることにより、医療に従事する人材の確保を図っているところです。

保健福祉部 社会福祉課

介護人材の確保のための財政支援については、介護未経験者に対する研修や介護職員のキャリアアップ研修に必要な経費を介護施設等の運営法人に補助しています。

また、介護人材の養成については、介護福祉士養成施設の入学者に対し、返還免除付きの修学資金の貸与を行うとともに、介護人材の不足が深刻な会津地域や東日本大震災により甚大な被害を受けた相双地域等においては、返還免除付きの住居費又は通学費の貸与を行っています。

引き続き、必要な財政支援等を行うことにより、介護人材の確保に取り組んでまいります。

保健福祉部 子育て支援課

保育士や放課後児童支援員の処遇改善については、令和４年１０月からの公定価格への新たな加算措置、子ども・子育て支援交付金により支援しておりますが、更なる処遇の改善が必要と考えており、引き続き、政府要望や全国知事会等を通じて国に要望してまいります。

また、保育人材の確保に向け、修学資金の貸付を始め、潜在保育士の再就職支援、新採用保育士や経営者等を対象としたセミナー、保育士等就職説明会などを実施しているほか、今年度からは、県外から移住して県内の保育所等に就職した保育士に対し、新たに移住支援金を支給するなど、保育人材の確保・定着に取り組んでいるところであり、引き続き実施してまいります。

商工労働部 産業人材育成課

これまでも離職者を対象に、民間教育訓練機関等に委託した介護福祉士等を養成する受講料無料の教育訓練を実施してまいりました。引き続き、介護等の人材不足分野の人材育成に取り組んでまいります。

- (2) 医療・介護分野の人員確保には本人が医療従事者や介護従事者になりたいと思える動機付けが必要であることから、機会の提供につながる支援策を実施されたい。加えて離職防止の一環として、子育てしながら仕事を続けられるための環境整備に支援されたい。

保健福祉部 社会福祉課

介護従事者になりたいと思える機会の提供については、児童・生徒を対象とした介護の職場見学会や利用者に対する対応が優れている介護職員等を表彰する「キラリふくしま介護賞」などを実施しているほか、今年度は新たに、若い世代に介護の魅力とやりがいを伝えるため、親子を対象とした参加型イベントや介護職員を高校に派遣する交流会等を実施しています。

また、子育てしながら仕事を続けられるための環境整備については、介護施設等の職員のための保育施設等の運営経費の補助を実施しています。

引き続き、介護職への就労を後押しする機会を提供するとともに、働きやすい職場環境の整備を支援することにより、介護人材の確保に取り組んでまいります。

保健福祉部 医療人材対策室

進学や就職を選択する早い段階から医療への興味と関心を高めることが重要であると認識しており、医療従事者の魅力を発信するため、小学生から高校生を対象とした出前講座や、実際の医療機関で看護を体験する事業等を実施しているところであります。

また、子育てなどに伴う離職防止のため、ワークライフバランスの推進のほか、院内保育所への運営支援等を行っているところであります。

- (3) 新型コロナを経験し、保健所機能を中心とする新興感染症等に対応できる人材・病床・システムなど危機管理について支援されたい。

保健福祉部 感染症対策課

次の感染症危機に備えた検査・保健・医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新型インフルエンザ等感染症を始めとした新興感染症の発生・まん延時に速やかに感染症への医療等が提供できる体制の構築が必要です。

県の感染症対策の基本指針となる福島県感染症予防計画を年度内に改定することとしており、医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制、保健所体制、物資の確保や人材の育成及び資質の向上に関係機関・団体と連携を図りながら取り組むこととしております。

新興感染症の発生・まん延時に医療等を提供する医療機関等と平時から医療措置協定を締結し、計画の実効性を担保することとしており、関係機関等と連携しながら、医療提供体制の構築を進めます。

- (4) 認知症については、早期発見早期治療が重要であることから早期発見に結び付く対策について支援されたい。また、認知症を持ちながらも生き生きと生活できる本人の環境のみならず、仕事や生活をしながら共に過ごしている家族を含めた包括的な対策について支援されたい。

保健福祉部 高齢福祉課

認知症の早期発見のために、地域のかかりつけ医や歯科医師等の医療専門職を対象に認知症対応力の向上を図る研修を実施するほか、市町村が設置する認知症初期集中支援チームの体制強化を図るための研修を実施しています。また、認知症に対する正しい理解を持ち、認知症の方や家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」を養成するなど、地域全体で認知症の人や家族を支援する体制の構築を推進します。

- (5) ヤングケアラーについては、非常に深刻化している問題であり、迅速かつ丁寧に対応していかなければならない社会問題である。担当課や学校、各家庭との更なる連携強化は必要不可欠であり、複雑化する家庭実態を把握し早急に検討・対応しなければ児童の命にも関わる問題である。この間の「ヤングケアラー」に対する取り組みを踏まえ、今後の取り組み等について具体策を明示されたい。

保健福祉部 児童家庭課

ヤングケアラーへの支援については、令和4年度に実施した実態調査を踏まえ、支援機関相互の対応力の向上を目指して、グループワークを用いた研修会を県内7方部で開催するとともに、ヤングケアラーへの支援を適切に行うための支援マニュアルや、支援に当たって活用可能な福祉サービスを掲載したハンドブックを作成しております。また、ヤングケアラーが相談しやすい環境整備を図るため、令和4年7月に全ての市町村に相談窓口を設置するとともに、昨年9月には、専用のSNS相談窓口を県として開設したところです。令和6年度においても、引き続き、支援者研修や広報啓発、県ヤングケアラーコーディネーターによる助言等により、支援体制の充実を図ってまいります。

- (6) 昨今の知的障がい者に対する事件等から施設入所に不安感を持つ家庭もある。短時間の預け入れは可能であっても、家族の体力・精神的負担は大きいことから、受け入れ側と対象家族とのミスマッチを解消する仕組みを構築されたい。

保健福祉部 障がい福祉課

障害福祉サービスの利用者からの様々な相談については、障害者総合支援法に基づき、市町村においてどのような支援を受けたいかを聞き、その人に合った支援になるよう調整を行うこととされています。県においては引き続き、国、市町村とともにそれぞれの役割に応じて障害福祉サービスの提供体制の確保に努めてまいります。

- (7) 介護分野の人材確保は依然厳しい状況にあり、施設受け入れが困難で、家族が介護をせざるを得ないケースも多いことから、家庭での介護負担における費用補助など支援を拡充されたい。介護と仕事は両立が困難であり、両立支援の観点からも施策展開をされたい。

保健福祉部 高齢福祉課

在宅での介護サービスのニーズが高まっていることから、高齢者が地域で安心して生活できるよう、訪問や通い、泊まりなどのサービスを柔軟に組み合わせた「小規模多機能型居宅介護」や、訪問介護と訪問看護の両方を提供する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の施設整備の補助などにより支援してまいります。

- (8) 施設従事者等が高齢者・障がい者の送迎時、停車場所や時間について近隣住民から苦情を受けることが多い。弱者への配慮について地域に発信・啓発するとともに、教育現場における人権教育について更に取り組まされたい。

教育庁 高校教育課

高等学校においては、「家庭科」で、高齢者を取り巻く社会環境の変化や課題及び高齢者福祉について学ぶとともに、学校教育活動全体を通して高齢者や障がいのある人々など様々な人々が共に支え合って生きることの意義について学んでおります。

今後も、様々な人々と協働し、より良い社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養ってまいります。

教育庁 義務教育課

公立小中学校における人権教育につきましては、児童生徒の発達段階に応じて、道徳科の授業はもとより、学校の教育活動全体を通して人権尊重の意識を高めるとともに、家庭・地域と連携しながら、命や個人の人格を尊重する意識の醸成を図ることが大切であると考えております。

このため、人権教育総合推進地域を指定して、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を実践的に研究し、その成果は授業公開等を通して各学校に普及するなど、基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にしたい人権教育に取り組んでまいります。

保健福祉部 高齢福祉課

介護保険サービス利用者の支援に支障が出るような場合は、市町村や地域包括支援センターで相談を受け付け、地域ケア会議に地域住民の参加を促すなど地域の問題として取組がなされるところです。

保健福祉部 障がい福祉課

県では、平成31年4月に「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」を施行しています。全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障がいや障がいのある方への理解を深めるためふくしま共生サポーターの養成や企業を対象とした合理的配慮セミナー等を実施しております。

2. 医療・介護現場の経営支援について

(1) 光熱費・ガソリン・材料費をはじめ原材料不足・円安によりあらゆる物価が高騰している。医療・介護業界は報酬額が決まっているため、自費負担分を除き価格転嫁ができず、経営を圧迫している。物価高騰分を加味した補助金支給や加算の創設など、財政面の支援を検討されたい。

保健福祉部 高齢福祉課

令和5年度6月補正予算において物価高騰等による影響を緩和するため、介護サービス事業所等への緊急の支援として、サービス等事業種別に応じた定額での支援金の給付を実施いたしました。

しかし、原油価格や物価の高止まりは依然として続いており、介護サービス事業所等の経営はいまだ厳しい状況にあることから、光熱費等に加えて食材料費についても追加で支援を行う経費を12月補正予算において予算措置したところです。なお、追加の支援金の申請は令和6年2月からの受付開始を予定しております。

さらに国に対し、全国知事会等を通じて原油価格や物価高騰による介護サービス事業所等の支出増加の影響を踏まえた、介護報酬改定等の財政措置を要請しております。

保健福祉部 地域医療課

医療提供体制の安定的な確保には、医療機関等の経営の安定化が必要であります。物価高騰等により、医療機関等の経営は深刻な影響を受けている状況です。県は、令和4年度に引き続き、医療機関等における電力・ガス・給食費等の負担増の影響を軽減するため、令和5年6月補正予算により施設の種別・規模に応じた支援金を給付する事業を実施しました。また、物価高騰の長期化により、経営への影響が深刻度を増していることから、12月補正予算において、追加の支援金を計上し、現在、事業開始に向けた準備を進めているところです。さらに、国に対し、全国知事会等を通じて、物価高騰等について、今回の診療報酬改定において適切な評価が行われるよう要請しております。引き続き、地域の医療を担う医療機関等を支援してまいります。

- (2) 特養・有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅等の介護施設が多く開設されているがニーズに見合わず空床となるケースや人員不足で入所制限せざるを得ないケースが散見される。この3年間に於ける施設の倒産件数も踏まえ、施設設置における実態に見合ったサービス総量の検証と対策を検討されたい。

保健福祉部 高齢福祉課

特別養護老人ホームや特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付き有料老人ホーム等につきましては、市町村が必要とする介護サービス見込量を積み上げた上で市町村介護保険事業計画に掲げ、それを県の介護保険事業支援計画に反映させ、施設整備に対する補助など必要な支援を行っているところです。

3. 子育て支援について

- (1) 未就学児(認可保育施設申請児童)の待機児童が減ってきているのは事実ではあるが、入園保留児(希望する保育施設に入園・転園ができていない児童)が多数いる状況もある。待機児童の定義があり、国基準で判断する必要性は理解するが、保護者のニーズや児童の成長等に合わせ、全員が希望する施設に入園・転園できる状況が理想であるとする。そのためには、公立私立問わず、豊富な人材確保、現場で働く保育士等の処遇改善については保育の質の向上は必要不可欠である。就学資金貸付等の事業の成果はどの程度なのか、改善点等その他具体策を明示されたい。

保健福祉部 子育て支援課

保育士修学資金については、保育士の資格取得を目指す指定保育士養成施設に在学している学生に対し、修学に必要な資金の貸付を行っております。毎年100名程度の学生が本貸付制度を活用しており、卒業後、保育士として県内の保育所等に5年以上勤務した場合、貸付額の全額が返還免除となることから、県内への就職率の向上、保育人材の県内での確保・定着に寄与しているものと考えております。今後も必要な予算を確保するとともに、多くの学生に活用いただけるよう周知を図りながら、引き続き貸付を行ってまいります。

- (2) 企業内子育て支援施設整備事業補助金の増額やその継続し、誰もが安心して子育て出来る環境を実現し、男女が共に働きやすい職場づくりを推進されたい。

商工労働部 雇用労政課

企業内子育て支援施設整備事業につきましては、子育て中の従業員が安心して働き続けられる環境づくりに取り組む企業を支援するため、継続して実施してまいりたいと考えております。

Ⅲ 社会インフラの整備・促進

1. 交通政策の推進について

- (1) 長期に渡る原油価格の高騰により燃料費は上昇し続け、バス・タクシー・トラック業界においては、深刻な経営環境の悪化につながっている。これまでの制度では、交通インフラの維持は難しいことから、県独自の自動車燃料費の支援措置などさらなる公共交通事業の安定的な運用と維持ができるよう制度の再構築と継続的な支援・負担金の見直しをはかられたい。

生活環境部 生活交通課

これまで、広域路線バスや市町村が運行する乗合バス等への支援に加え、感染防止対策や原油価格・物価高騰等の影響を踏まえた緊急支援などを行ってきましたが、今年度においても、国の補正予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、燃料価格高騰の影響が特に深刻な地域公共交通事業者等に対する緊急支援に取り組んでいるところです。引き続き、事業者の現状を把握しながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

- (2) JRをはじめ、阿武隈急行、飯坂線、会津鉄道などの数多くの地方鉄道において、近年増加する自然災害の復旧費用、施設老朽化による設備整備において、多額の費用が発生し、企業の負担だけでは生活交通網の維持が困難である。公共交通事業の発展と維持するために、各種補助金、助成金の拡充等の対策をはかられたい。

生活環境部 生活交通課

自然災害を受けた鉄道の復旧については、国の災害復旧補助制度を活用しながら、被災した鉄道事業者への財政支援を実施してまいりました。また、第三セクター鉄道に対しては、路線が安全かつ安定的に運行されるよう、沿線市町等と連携して、施設整備費を補助しているほか、経営安定化補助金により支援しているところです。昨年6月には、国に対し第三セクター鉄道への財政支援に対する予算の確保を要望するとともに、国の支援制度の拡充について、全国知事会や第三セクター鉄道等道府県協議会等を通じて国に要望しております。引き続き、沿線市町等と連携しながら財政支援を継続するとともに、支援制度が拡充されるよう国に要望してまいります。

- (3) 県民の移動手段として、重要な役割をもつ地域公共交通は、少子高齢化や車社会の進展等により維持・確保する負担が増加している。福島県地域公共交通活性化協議会や地域公共交通会議において、バス運賃の審議等は、旅客自動車運送事業の基礎的知識に関する講習会義務化や採決の定義、行政担当官からの指導等も含め「道路運送法」の法令知識について、厳格なルールの構築と情報の共有（県・運輸支局との連携）されるよう求められたい。

生活環境部 生活交通課

福島県地域公共交通活性化協議会では、広域交通を中心とした地域公共交通計画の策定及び変更、計画に位置付けられた事業の実施等に関する事項を協議することとしており、引き続き、市町村や事業者などと連携しながら、持続可能な地域公共交通の維持・確保に取り組んでまいります。

- (4) 県内貸切バス事業者に対する監査について、昨年実績（保有台数ごと）を示されたい。また、軽井沢スキーバス事故以降において、小規模事業者による事故が発生していることもあり、県と運輸支局が連携することで、更なる監査・監督体制の強化を徹底されたい。

商工労働部 雇用労政課

貸切バス事業者への監査につきましては、県では所掌しておりません。なお、関係部に要請の趣旨を伝えさせていただきます。

- (5) 福島県庁前のバス停付近では、朝夕の渋滞と日中の交通障害が発生している。東北各県を見ると県庁前道路は2車線になっており、渋滞・障害はないと思われる。他の隣県である栃木県・茨城県・新潟県では、バスベイ等を設置し、交通渋滞を緩和しており、福島県庁においてもバスベイ新設を検討されたい。

土木部 道路計画課

県庁前の県道水原福島線につきましては、朝夕の通勤・通学時における渋滞が発生しております。国、県、市町村等で構成される福島県渋滞対策連絡協議会では、道路利用者に時間・経路・交通手段や自動車の利用方法の変更を促し、交通混雑の緩和を図ることを目的として、県庁、福島駅などの福島市中心部をTDM対象エリアに設定し、令和3年度からエコ通勤によるモニタリングの実施及び検証をしているところです。

県庁前バス停のバスベイにつきましては、福島県渋滞対策連絡協議会による渋滞対策や道路の利用状況、財政状況等を総合的に勘案しながら、検討をしております。

2. ICT（情報通信）環境の整備について

- (1) 県内企業の製品を公共施設に積極的に導入することで、製品価値の向上と地産地消によるブランド化を図られたい。また、公共施設のローカル5G整備に加え、施設間の通信ネットワークを結び、それぞれの企業が連携できる環境を整備することで、県外からの企業・研究施設の誘致に繋がるよう進められたい。

企画調整部 デジタル変革課

地域における情報通信環境を整備することが重要なことから、5Gの県内での普及に向け、基地局の整備が地域間で偏りなく行われるよう、引き続き、国に対し財政支援等を要望しております。

- (2) 福島県DX推進において、地域企業や市町村等自治体が顕在的・潜在的に抱える諸課題を抽出し、関係事業団体等と連携した取り組みとなるよう展開するとともに、人材育成のための学校教育現場におけるDX教育の推進を強化されたい。

教育庁 義務教育課

児童生徒の情報活用能力の育成につきましては、ICT機器を活用した授業の充実によるDX推進に加え、適切に情報を扱う技能とモラルの育成を両輪で進めることが重要であると考えております。

このため、小中学校では、県内7地区29のモデル校において、一人一人の学習状況に応じてAIが支援するアプリを用いた授業や、SNS上に潜むトラブルを回避する力を身近な事例を基に育む授業や情報モラル診断アプリなどの実践を積み重ね、活用事例を蓄積しております。

今後は、研修会や活用事例のリーフレット等によりその効果的な指導法を広く県内に普及し、児童生徒の情報活用能力の向上に取り組んでまいります。

教育庁 高校教育課

ICT教育環境の整備については県立高等学校の全ての普通教室と一部の特別教室に大型提示装置を設置するとともに、指導者用のタブレット端末を教員に配備しました。令和4年度入学生からは各家庭の協力を得ながら、個人所有端末による1人1台端末環境の整備を進めております。

学びの質を高めることについては効果的なICTの活用事例を共有するとともに教員の指導力を高めることが重要であると考えております。

このため、ICT活用の研究モデル校における指導事例を蓄積し、その成果は公開授業等を通して普及し、ICTを活用した学習活動を推進してまいります。

また、最新の技術を学校で活用できるよう生成AIの活用をパイロット校に指定された学校において、活用事例の集積を図っております。

教員研修としては、ICTの活用について、4年間で全教員が参加する教育課程講習会の課題とすることで、すべての教員が研修を受講できる体制とするとともに、希望する教員がさらに研鑽を積めるよう、教育センターによるICT活用に関するオンライン研修や出前講座を実施しております。

また、整備されたICT環境を有効に活用するために、ICT支援員が全県立学校のICT機器の活用支援やメンテナンス支援を行っております。

今後も教員のICT活動指導力の向上を図るとともに、生徒の情報活用能力の育成を図ってまいります。

企画調整部 デジタル変革課

県デジタル変革推進基本方針に基づき、市町村が抱える課題についてデジタルによる解決を図るため、地域のICT関連企業と連携した専門家の派遣による人的支援や、財政支援を行っているところです。

引き続き、市町村の支援ニーズを適切に把握し、個々の実情に応じたきめ細やかな支援に取り組んでまいります。

(3) 新型コロナウイルスの収束化に伴い県内に来訪するインバウンドも増加している。

フリーwi-fiのエリア設定については、観光施設や商業施設がそれぞれ設備を導入し、設定している状況であるが、観光客の利便性確保の観点から県が設定基準や支援策(設備導入補助等)を示し一定の水準でサービスが受けられる環境整備について検討されたい。

商工労働部 観光交流課

ICT(情報通信)環境の整備については、観光庁において、受入環境整備の高度化を図る一体的な整備や、観光施設等の受入環境整備を支援する目的で「インバウンド受入環境整備高度化事業」を実施しており、その中で無料公衆無線LANに係る補助があることから、今後も国の支援施策や全国事例等の情報収集を行いながら関係事業者を支援してまいります。

Ⅳ 暮らしの安心・安全の構築

1. 環境政策について

(1) 令和4年度の福島県の県民ひとりあたりのごみの排出量は2年連続ワースト2位であり、原因を究明した上で、ごみの減量化を進める実効性のある施策を展開されたい。

生活環境部 一般廃棄物課

ごみの減量化に向けて排出量削減等の対策をより強化するため、今年度は一部の市町村と連携し、燃えるごみの組成分析調査を実施しているところであります。

夏季の調査結果によれば、家庭系の燃えるごみには生ごみが約33%と最も多く含まれており、生ごみの排出量削減がごみの減量に最も効果的と考えられることから、食品ロス削減等の生ごみ削減に繋がる事業を行うとともに、新聞やラジオ、福島県環境アプリによる広報を実施し、ごみの減量化に向けた普及啓発に努めてまいります。

※現在、環境省から公表されている最新の結果は令和3年度までであり、連続ワースト2となっているのは令和元年度から令和3年度の3か年度であることを申し添えます。

- (2) 国土交通省は2025年度までに宅配の再配達率を7.5%程度とするよう取り組んでいるが、2024年4月よりトラックドライバーへの労働時間上限規制が適用されることで、物流業界の負荷は高まり、従来の運び方は困難となる。宅配の再配達削減は地球温暖化の要因となる温室効果ガス抑制・二酸化炭素の排出削減に繋がることから、公共施設のオープン型宅配ロッカー、個人宅の宅配ボックスの購入設置における助成金制度を新設し、再配達削減に対する物理的対策をはかられたい。

生活環境部 環境共生課

宅配の再配達の削減は、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、運輸部門の脱炭素化を進める上で極めて重要な課題であり、今年度モニター事業として「みんなでアクション！置き配活用プロジェクト」を進めているところです。

県としては実証事業の成果を2月末目処に公表する予定であり、県民、市町村等に広く情報発信を行うことで、県民の再配達削減への一層の理解醸成、行動の変容につなげていきたいと考えております。また、再配達の削減に向けた環境の整備を進めることは、結果的に「物流2024年問題」解決にも関連することから、引き続き、物流業界の皆様など幅広い関係者の意見も伺いながら対応を検討してまいりたいと考えております。

- (3) 公共交通機関として地域を支えるバス、タクシーや生活に必要な物資を運ぶトラックの環境問題（排ガス・CO₂）や、バリアフリーへの対応のため、中古車両の購入補助を含めた、環境対応車両導入・車両入替購入継続・補助の拡充をはかられたい。

生活環境部 生活交通課、環境共生課

「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、県の温室効果ガス総排出量の約3割を占める運輸部門の脱炭素化は重要な課題であり、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車などの電動車の導入を推進しており、中小企業も活用可能な電気自動車の導入支援を行っております。環境対応車両導入等については、国において、電気バス、電気タクシー、電気トラック等の電動車の集中的導入支援制度が整備されているところであり、事業者から相談があった際には、当該制度の活用について助言してまいりたいと考えております。

今後も、国の支援制度を周知するなど、電動車の普及拡大を推進してまいるとともに、県としての支援については、電動車の市場価格動向を始め、県内事業者のニーズや他自治体における支援状況等を踏まえながら、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

- (4) 福島県 2050 年カーボンニュートラルの実現において、運輸における CO₂の排出量削減を進める上で、自家用車の利用増加が課題となっている。ノーマイカーと電車・バスの利用促進を目的とした企業・事業所への「エコ通勤」の普及・啓発をより、アピールすることで、渋滞緩和、公共交通の活性化、CO₂排出の削減をはかられたい。

生活環境部 生活交通課

県では毎月 1 日、11 日、21 日を「バス・鉄道利用促進デー」として、各種広報媒体により県民に公共交通の利用を呼び掛けるとともに、事業者では割引切符の販売等に取り組んでいるところです。引き続き、関係機関等と連携しながら、地域公共交通の利用促進に取り組んでまいります。

2. 資源・エネルギー政策について

- (1) 大型車輛を中心とした水素モビリティの活用・EV 導入においては、公共性を優先し、安全性を実証した上での導入とし、企業の負担軽減を検討されたい。

生活環境部 生活交通課、環境共生課

電気自動車の大型車両については、航続距離の短さや充電時間の長さ等に技術的な課題があり、普及のハードルとなっていると認識しております。県としては、業界内の技術の進展や各メーカーの動向を注視しているところです。環境対応車両導入等については、国において、電気バス、電気タクシー、電気トラック等の電動車の集中的導入支援制度が整備されているところであり、事業者から相談があった際には、当該制度の活用について助言してまいりたいと考えております。今後も、国の支援制度を周知するなど、電動車の普及拡大を推進してまいるとともに、県としての支援については、電動車の市場価格動向を始め、県内事業者のニーズや他自治体における支援状況等を踏まえながら、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

企画調整部 エネルギー課

大型の水素モビリティについては、燃料電池バスの導入支援や燃料電池小型トラックなどの新たな水素モビリティの実証事業に対する支援を行っております。

引き続き、地元自治体や経済団体等と連携しながら、水素の普及拡大に向け、積極的に取り組んでまいります。

- (2) 福島県再生可能エネルギー推進においては、安定した電力供給により電気料金の変動がなくなるよう、風力・地熱・バイオマス発電設備の新增設と、発電した電気を貯めて使用できる蓄電設備の拡充を図り、災害時の電源確保にも活用できるよう進められたい。

企画調整部 エネルギー課

風力、地熱、バイオマス等の発電設備及びそれに付随する蓄電池の導入を対象とする補助制度を設けており、再エネ発電事業に取り組む企業に活用いただいております。

引き続き、当該補助制度を有効に活用しながら、再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでまいります。

- (3) 2050 年までに脱炭素社会を目指す「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」における新燃料（水素・アンモニア）の導入について、脱炭素燃料型火力への移行は、カーボンニュートラル実現と安定的な地域雇用・税収に期待されることから、サプライチェーン構築を含めた企業支援の強化を検討されたい。

商工労働部 次世代産業課

これまで県内企業が参入できるよう、関連技術開発への助成やビジネスマッチング等を行ってきたところです。また水素関連機器の組立て分野等への新規参入を目指し、地元企業の連携による新たなワーキンググループが発足するなど、積極的な事業化の動きが出てきています。県内企業によるさらなる参入が図られるよう、水素を扱うために必要な高圧ガス関連の国家資格や技術取得への助成を行い、水素を用いた可能性調査補助による企業支援を行ってきています。

令和5年7月12日開催の福島新エネ社会構想実現会議で示された同構想加速化プランでは、「福島県を地域における水素サプライチェーン構築のフロントランナーとするべく、官民連携での取組を推進」とされたとされており、福島県における水素社会のモデル構築に関する調査（R4）（資源エネルギー庁）や、「水素サプライチェーン事業化に関する調査・報告書」（環境省）なども参考に、サプライチェーン構築も含め、引き続き企業支援を進めて参ります。

3. 防災・減災対策の強化について

- （1）避難所の開設は市町村が行う自治事務であり、指定避難所は市町村が管理する施設に限られるケースが多いが、指定避難所に相応しい県有施設も多数あることから、市町村との間で災害時の運営方法や責任の所在について調整を図り、積極的に指定避難所としての利用を認められたい。加えて、市町村等と連携し、避難所の安全性を再確認し公表されたい。

危機管理部 災害対策課

県有施設の指定避難所については、現在、高等学校など94施設が指定されており、今後も、市町村の要請に応じて県有施設の活用に向けた調整を行ってまいります。なお、指定に当たっては市町村が施設の管理者と避難所の運営体制や連絡体制について調整を行うこととされております。

避難所の安全性については、市町村においてハザードマップの修正や被害想定の見直し等に応じて随時再確認を行い、公表しているところであり、引き続き、市町村と連携し、安全な避難所が確保されるよう取り組んでまいります。

- （2）2018年における県内の空き家率は14.3%と増加傾向にあり、全国平均（13.6%）を上回っている。対策が急がれるが、とりわけ大規模な自然災害が発生した際、倒壊や火災、避難経路の阻害や屋根瓦の飛散など災害の甚大化につながるのに加え、責任の所在も不明確で、県民の生命財産に関わる課題である。災害時を想定した空き家対策について、基準の設定や県の支援策について検討されたい。

土木部 建築指導課

災害時の想定を含む空き家対策については、実施主体となる市町村が地域の実情に応じて推進できるよう、県が設置する連絡調整会議等において必要な情報提供や技術的助言を行ってまいります。

- （3）近年、災害の甚大化、頻発化に伴い、多くの人命が失われる災害もでてきている。対策の一つとしてシェルターの設置が有効であり、設置に対し補助等の支援措置を行う自治体もでてきている。大規模または広域的なシェルターの設置に対する支援措置を検討されたい。

危機管理部 災害対策課

本県では、太平洋沖や内陸の断層帯を震源とする大規模な地震を想定し、早期避難の意識の向上を図る「マイ避難」の取組を更に推進するとともに、避難所の確保を進め、人的被害の軽減に向け取り組んでまいります。

土木部 建築指導課

防災・減災対策となる木造住宅の耐震化について、近年の地震被害の状況を踏まえて耐震化の重要性を広く啓発するとともに、昭和五十六年以前の旧耐震基準で建築された戸建て木造住宅の所有者に対して、市町村と連携し耐震診断と改修への補助を行い、耐震性の確保に努めております。

(4) 道路の除雪については、協議会の設置など一定程度協力関係はあるものの国、県、市町村が各々管轄する道路について縦割りで実施しており、同じ生活圏内でも道路によって除雪の進捗が異なる状況が見受けられる。国、県、市町村がエリアを設定して縦割りでなく面的な管理で除雪を行う仕組みについて検討されたい。

土木部 道路管理課

除雪業務につきましては、冬期間の円滑な交通を確保するため、近年の大雪の経験を踏まえ、国や市町村等、他の道路管理者とそれぞれの管理区間を越えた相互支援を行っております。具体的には、市町村道及び国管理道路を県が除雪する路線や、県管理道路を国や市町村が除雪する路線を定め、柔軟に対応することにより、除雪の効率化や交通障害の解消を図っております。

引き続き、現場の声を確認し、必要な取組を積極的に進めてまいります。

V 行財政と教育政策

1. 行財政について

(1) 福島県には多数の基金が存在するが、県ホームページに公開されている予算・決算の中でも基金の出入りは示されておらず、基金がどのように使われているかが判然としない。県ホームページなどを通じ、県民に対し基金がどのように使われているかを明らかにし、基金本来の用途を担保されたい。

土総務部 財政課

本県における各種基金につきましては、基金管理権者が基金条例の目的に則して適切に管理しているものであり、県民の皆様に御理解いただけるよう各種基金の概況や残高などをホームページに掲載しているところであります。

引き続き、県の予算や決算における情報公開に努めてまいります。

(2) 手続き全般的に申請主義となっているため、自主的な申請が困難になっている現状もあると思われる。支援が必要な人に情報が届くプロセスの構築が必要。行政や支援機構が積極的に働き掛けられるような仕組みを構築されたい。

商工労働部 雇用労政課

幅広い部局に関係することから、関係部局に要請の趣旨を伝えさせていただきます。

2. 教育行政の推進について

- (1) 県立高校授業料における就学支援金制度の所得制限の撤廃を含め、物価高騰と税制負担・社会保険料の負担増が背景にある中で、学生が不安なく学び就職でき、安心して働ける環境を構築するため、給付型奨学金制度の対象拡大や給付額の拡大、無利子化、県内企業への就職を条件としたに大学の学費無償化など、給付のハードルを下げ教育費に係わる負担を減らすよう踏み込んだ対策に取り組まれない。また、奨学金返済支援事業所の拡大や、返済者への税制支援を行うなどの負担軽減策も併せて取り組まれない。

教育庁 高校教育課

県教育委員会といたしましては、高校生等に対する奨学資金給付事業の修学支援制度について、所得制限の緩和や給付額の改善など全国都道府県教育長協議会等を通して要望しているところであり、今後も引き続き求めてまいります。

商工労働部 雇用労政課

奨学金返還支援事業につきましては、本県の将来を担う産業人材の確保を目的としており、引き続き、地域経済をけん引する成長産業分野や地域資源をいかした分野の企業に就職・定住する学生等を支援し、県内就職を促進してまいります。

- (2) 教員の働き方改革と部活動の両立を目的に、福島県でも公立中学校の休日の部活動の地域（スポーツクラブなど）移行を推進されたい。その際は、子どもたちの監督・管理をする指導者の有無、外部指導者への報酬や活動場所の使用料、子供たちの送迎費用など、諸費用の保護者負担増加の課題も多いことから、支援策について検討するとともに、子供たちが安心して部活動が出来る環境の整備を推進されたい。

教育庁 健康教育課

本県においては、今後の部活動の在り方や課題を検討する機会として、令和2年度より「福島県部活動改革検討委員会」を開催してきました。さらに、令和5年度から「部活動の地域移行に関する協議会」を新設し、より実態を踏まえ、課題解決に向けて協議し、部活動の地域移行に関する業務の分担等について確認したところです。

また、市町村の担当者を対象として、「地域移行に関する情報交換会」を開催し、今後の部活動の在り方や地域のスポーツ環境の体制整備に向け、情報を共有しました。

なお、令和4年12月にスポーツ庁から示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の内容を踏まえ、令和5年3月に県教育委員会として「学校部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

これにより、部活動の適正化の推進を図り、生徒の多様なニーズに応えた活動機会の保障と教員の働き方改革の推進の両立を目指し、望ましい部活動の環境を構築する観点での部活動改革を周知しております。

今後も国の動向について注視し、市町村と課題や情報を共有してまいります。

7 県令和6年度予算に対する

「政策・制度要求と提言」回答に係る意見交換概要

- 1 日 時 2024年1月22日（月）10:00～10:30
- 2 場 所 県庁西庁舎12階 商工総務課分室
- 3 連合側参加者 鈴木重一会長代行、副会長、大槻光政副会長、遠藤洋副会長、
諸橋誠敏事務局長、小笠原雄仁副事務局長
- 4 県側対応 雇用労政課主幹兼副課長 ほか関係課主幹5名
- 5 回答及び意見交換 以下の通り（四角囲みが意見交換部分）

○重点項目1

I 雇用の維持と産業の活性化

1. 人材育成、雇用の維持・創出について

- (1) 大学・専門学校、ベンチャー企業等と連携強化し、県内で働く場所・魅力的な業種の構築や、最低賃金の大幅引き上げなど、雇用を取り巻く環境・条件等を改善し、人口流出に歯止めをかける政策立案に努められたい。

回答 商工労働部 雇用労政課

賃金引上げにつきましては、生産性の向上が重要であることから、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など、働き方改革を促進する奨励金により、事業者を支援しているところです。加えて、今年度から実施しております『感働！ふくしま』プロジェクトにより県内企業の魅力発信に努めてまいります。

連合福島

福島県においても人口減少の課題があると認識しており、県外への人口流失の対策として魅力ある福島県づくりについても考えなければならない。そのためには、魅力ある賃金が大切であり、見える部分として福島県最低賃金という観点からも、他県に負けない賃金水準まで上げる努力を進めて行かなければならない。

一方、県では『感働！ふくしま』プロジェクトを立ち上げ、県内から若者を呼び込み、人口流失の防止対策として期待されるが、県外からのUターン・Iターン希望者と県内企業とのマッチング方法やハローワークとの連携について見解を伺いたい。

雇用労政課主幹兼副課長

県においては、直接的に賃金を上げる施策はありませんが、働き方改革などの生産性向上に取り組む企業に対し、奨励金の交付を行うなど、魅力ある企業を支援する取り組みを行っております。今年度からは奨励金の拡充を行い、女性活躍推進に取り組まれる企業に対し、支援を行ってまいります。

県外から若者の就職・転職・移住に関しては、首都圏の大学と就職支援協定を結び、大学内での企業説明を実施しております。また、東京に設置している就職支援窓口では、福島県内への移住や転職を希望される方に向けて、県内企業のPRを行っております。

また、ハローワークとの連携については、適宜連携会議などを通じ情報共有を行なっております。

○重点項目 2

Ⅱ 医療・福祉・子育て政策の充実

2. 医療・介護現場の経営支援について

- (1) 光熱費・ガソリン・材料費をはじめ原材料不足・円安によりあらゆる物価が高騰している。医療・介護業界は報酬額が決まっているため、自費負担分を除き価格転嫁ができず、経営を圧迫している。物価高騰分を加味した補助金支給や加算の創設など、財政面の支援を検討されたい。

回答 保健福祉部 地域医療課

医療提供体制の安定的な確保には、医療機関等の経営の安定化が必要であります。物価高騰等により、医療機関等の経営は深刻な影響を受けている状況です。県は、令和4年度に引き続き、医療機関等における電力・ガス・給食費等の負担増の影響を軽減するため、令和5年6月補正予算により施設の種別・規模に応じた支援金を給付する事業を実施しました。また、物価高騰の長期化により、経営への影響が深刻度を増していることから、12月補正予算において、追加の支援金を計上し、現在、事業開始に向けた準備を進めているところです。さらに、国に対し、全国知事会等を通じて、物価高騰等について、今回の診療報酬改定において適切な評価が行われるよう要請しております。引き続き、地域の医療を担う医療機関等を支援してまいります。

保健福祉部 高齢福祉課

令和5年度6月補正予算において物価高騰等による影響を緩和するため、介護サービス事業所等への緊急の支援として、サービス等事業種別に応じた定額での支援金の給付を実施いたしました。しかし、原油価格や物価の高止まりは依然として続いており、介護サービス事業所等の経営はいまだ厳しい状況にあることから、光熱費等に加えて食材料費についても追加で支援を行う経費を12月補正予算において予算措置したところです。なお、追加の支援金の申請については、令和6年2月からの受付開始を予定しております。さらに、国に対し、全国知事会等を通じて、原油価格や物価高騰による介護サービス事業所等の支出増加の影響を踏まえた、介護報酬改定等の財政措置を要請しております。

連合福島

仕事に見合った賃金の実現と人材不足の解消による働き方改革の実現に関する要望が多く上がっています。また、物価の高騰による経費増加や利用者控えは経営の悪化につながり、慢性的な人材不足は患者・利用者に対して必要なサービスを提供できない状況にあります。医療・介護施設への速やかな支援と手続きの簡略化を求めたい。

保健福祉部 高齢福祉課

令和5年度より定員に応じ定額支給で実施しており、12月の補正予算では地域事情に応じた光熱費の負担に加え、高騰する食材料費への追加支給を図ったところでございますので、今後速やかに支給されるよう対応してまいります。

保健福祉部 地域医療課

医療機関に対する支援については昨年度より定額支給とさせて頂いており、手続きも簡略化を行いました。令和5年度からは歯科医への支援を開始するなど拡充を図り、12月補正予算では一床あたりの加算額を増額するなど対応いたしました。

○重点項目 3

Ⅲ 社会インフラの整備・促進

1. 交通政策の推進について

- (1) 長期に渡る原油価格の高騰により燃料費は上昇し続け、バス・タクシー・トラック業界においては、深刻な経営環境の悪化につながっている。これまでの制度では、交通インフラの維持は難しいことから、県独自の自動車燃料費の支援措置などさらなる公共交通事業の安定的な運用と維持ができるよう制度の再構築と継続的な支援・負担金の見直しをはかられたい。

回答 生活環境部 生活交通課

これまで、広域路線バスや市町村が運行する乗合バス等への支援に加え、感染防止対策や原油価格・物価高騰等の影響を踏まえた緊急支援などを行ってまいりましたが、今年度においても、国の補正予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、燃料価格高騰の影響が特に深刻な地域公共交通事業者等に対する緊急支援に取り組んでいるところです。引き続き、事業者の現状を把握しながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

連合福島

福島県においては人手不足が顕著に表れており、地域交通活性化会議においても、運転手の人材不足や燃料費の高騰などにより、経営の悪化を招いていると伺っている。経営の安定化において人材の確保は必要であり、その原資には県から補助金も一助となっている。物価の高騰による経費負担が上がるなか、交通部門の人材確保おける具体的な取組についてお聞かせ願いたい。

生活交通課主幹兼副課長

人手不足の問題は公共交通事業のみならず全産業共通の課題と認識しております。先日の報道でも常磐交通ではいわき市の生活路線の廃止がプレスされ、県民の皆さまからも大きな反響がありました。県は、交通業界に対して直接的な支援を行っていませんが、業界団体（バス・タクシー・トラック）と個別で意見交換を実施し、問題の把握と必要な支援策について検討しているところであります。乗務員不足の問題は生活路線の維持と公共交通サービスに直結する重大な課題であると認識しておりますので、効果的な施策を打ち出せるよう検討してまいります。

連合福島

超高齢化社会を迎え、全国的にみても東北地方は人口に対する高齢化が進んでおり、過疎地域を含めた県民の生活の足をどのように確保するという課題は待ったなしの状況にあります。福島県のバス業界は首都圏で使用された車両を購入し、リペイントを行い使用しておりますが、ゼロエミッションや二酸化炭素排出削減を目的とするふくしまゼロカーボン宣言などの観点からも、クリーンな交通インフラ対策を検討する必要があります。電力消費量の100%相当を再生可能エネルギーから生み出すとした県再生可能エネルギー推進ビジョンとの連携を図るうえでも、今後の展望をしっかりと描く必要があります、そのための検討は加速していかなければならない時期に差し掛かっております。首都圏では自動運転バスによる運転手不足の解消や地域の生活路線への小型EVバスの導入など、各自治体の取組が表面化されていることも踏まえ、福島県における交通インフラ整備に向けた具体的な検討内容について伺います。

生活交通課主幹兼副課長

現在、公共交通マスタープランの策定を進めており、日常生活の足を守る広域バス路線の必要性は過疎中山間地域が多い福島県の公共交通として、地域住民の移動手段の確保の検討を行っております。また、利用者の減少により存続が危ぶまれる路線も重要な課題として認識し、地域住民の通勤・通学・通院など日常生活の足を守るため、路線の再編や利便性の増進なども視野に検討を進めてまいります。ゼロエミッションに関してはバス車両の購入補助としてバリアフリーを目的とした低床型バスの購入に係る車両減価償却費の補助を行っております。また、一部の事業者においては、環境にやさしいEVバスの導入などに取組まれていることから、今年度から支援方法の検討を始めたところです。公共交通マスタープランでは、公共交通事業の在り方と役割について議論を重ね計画へ反映し、毎年度の進捗管理と課題の抽出によるPDCAサイクルによる最適化を行います。

○重点項目 4

IV くらしの安心・安全の構築

3. 防災・減災対策の強化について

- (4) 道路の除雪については、協議会の設置など一定程度協力関係はあるものの国、県、市町村が各々管轄する道路について縦割りで実施しており、同じ生活圏内でも道路によって除雪の進捗が異なる状況が見受けられる。国、県、市町村がエリアを設定して縦割りでではなく面的な管理で除雪を行う仕組みについて検討されたい。

回答 土木部 道路管理課

除雪業務につきましては、冬期間の円滑な交通を確保するため、近年の大雪の経験を踏まえ、国や市町村等、他の道路管理者とそれぞれの管理区間を越えた相互支援を行っております。具体的には、市町村道及び国管理道路を県が除雪する路線や、県管理道路を国や市町村が除雪する路線を定め、柔軟に対応することにより、除雪の効率化や交通障害の解消を図っております。引き続き、現場の声を確認し、必要な取組を積極的に進めてまいります。

連合福島

地域間において、除雪方法や手段に違いがあることは認識したものの、市町村管理外となる道・歩道の除雪を請け負う業者との連携や活用について見解を伺いたい。

土木部 道路管理課

除雪作業においては、除雪機械の大きさにより全ての歩道を除雪することは困難なことから、一部歩道については委託にて除雪を行っております。また、一部の自治体では除雪機械を貸し出し、地域の方々が自ら除雪を行うなど協力を頂いている地域もございます。なお、貸し出す除雪機械については、各年の更新と必要に応じ、新規購入も行っております。

連合福島

昨年の台風13号では河川において大きな被害が発生し、早期復旧を行うにあたり河川を管轄する市町村と県の違いにより復旧作業に課題が残った。防災・減災の観点からも管轄所掌によって復旧が遅れないよう検討を求める。

○重点項目 5

V 行財政と教育政策

2. 教育行政の推進について

- (1) 県立高校授業料における就学支援金制度の所得制限の撤廃を含め、物価高騰と税制負担・社会保険料の負担増が背景にある中で、学生が不安なく学び就職でき、安心して働ける環境を構築するため、給付型奨学金制度の対象拡大や給付額の拡大、無利子化、県内企業への就職を条件としたに大学の学費無償化など、給付のハードルを下げ教育費に係わる負担を減らすよう踏み込んだ対策に取り組まれない。また、奨学金返済支援事業所の拡大や、返済者への税制支援を行うなどの負担軽減策も併せて取り組まれない。

回答 教育庁 高校教育課

県教育委員会といたしましては、高校生等に対する奨学資金給付事業の修学支援制度について、所得制限の緩和や給付額の改善など全国都道府県教育長協議会等を通して要望しているところであり、今後も引き続き求めてまいります。

商工労働部 雇用労政課

奨学金返還支援事業につきましては、本県の将来を担う産業人材の確保を目的としており、引き続き、地域経済をけん引する成長産業分野や地域資源をいかした分野の企業に就職・定住する学生等を支援し、県内就職を促進してまいります。

連合福島

本年は高水準での賃上げが実現する一方で、続く物価高により実質賃金はマイナスのままである。そのような中で、若者の生活はより苦しい状況におかれ、奨学金の返済を払いたくても払えないという実情があるなかで、福島県の奨学金支援制度における滞納者推移と対策等についてお聞かせ願いたい。「将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業」について、現在3期目の募集を行っているが成果と今後の展望について伺いたい。

雇用労政課主幹兼副課長

奨学金返済事業はこれまで第1期と第2期で行っており、実績については学生が15名の定員に対し15名の募集、既卒者については10名の定員に対し2名の募集を頂きました。第3期は40名の募集を行っておりますが、募集に対して定員に満たない部分もあることから、充足にむけた広報活動として、首都圏での駅中ポスターでの掲示やWebやSNSを活用し若者に届くような広報を今後も行なってまいります。

以上